

委 託 契 約 書 (案)

北海道（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）

第1条 甲は北海道博物館多言語翻訳業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（処理の方法）

第2条 乙は、別紙、北海道博物館多言語翻訳業務仕様書（以下「仕様書」という。）により委託業務を処理しなければならない。

2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結日から平成28年3月18日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円を乙に払うものとする。

〔甲は、委託業務に対する委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）を乙に支払うものとする。〕

（注）〔 〕書きの部分は、乙が課税事業者である場合に使用する。

第5条 契約保証金は、金 円とする。

〔契約保証金は、免除する。〕

（注）〔 〕書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務担当員）

第8条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者）

第9条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者の変更請求等）

第10条 甲は、業務責任者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

（業務内容の変更等）

第11条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により通知するものとし、委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における甲の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(著作権等の取扱い)

第12条 乙は、委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、甲に移転しなければならない。

(調査等)

第13条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(完了検査等)

第14条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び成果品を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により提出された成果品について、その提出の日から起算して10日以内に検査を行い、その結果を乙に通知するものとする。

3 乙は、成果品が前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを補正しなければならない。この場合においては、補正の完了を委託業務の完了とみなし、前2項の規定を適用する。

4 成果品の引渡しは、第2項による甲の合格の通知を発した日をもって完了したものとする。

(委託料の請求及び支払)

第15条 乙は、成果品の引渡し完了したときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

3 委託料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

(前金払)

第16条 乙は、委託料の額の10分の3に相当する額の範囲内で委託料の前金払を請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して14日以内に前金払を支払うものとする。

3 委託業務の内容の変更その他の理由により著しく委託料を増額した場合において、乙は、その増額後の委託料の額の10分の3に相当する額から前金払を控除して得た額に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 委託業務の内容の変更その他の理由により委託料を減額した場合において、前払金額が減額後の委託料の額の10分の4に相当する額を超えるときは、乙は、その減額の日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前金払の使用状況等からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還額を定めるものとする。

5 甲は、乙が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、当該期間の満了の日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を乙に請求することができる。

(前払金の使用)

第17条 乙は、前条の規定により支払を受けた前払金を委託業務の処理に必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(瑕(か)疵(し)担保)

第18条 成果品に瑕疵があるときは、甲は、乙に対し相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該瑕疵が重要で

なく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第14条第4項の規定による引渡しの日から1年以内にこれを行わなければならない。

(履行遅滞)

第19条 乙は、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲に対し、その理由を付した書面により委託期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議の上書面をもって定めるものとする。

2 前項の場合において、その理由が乙の責めに帰すべきものであるときは、乙は、延長前の委託期間の満了の日の翌日から委託業務の完了の日までの日数に応じ、委託料の額につき年2.9パーセントの割合で計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により第15条第2項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(検査の遅延)

第20条 甲が、その責めに帰すべき理由により第14条第2項の期間内に検査しないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第15条第2項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が約定期間の日数を超える場合は約定期間は満了したものとみなし、その超過日数に応じ、前条第3項の規定を適用するものとする。

(甲の解除権)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により委託期間内又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(3) 第23条第1項各号に規定する理由によらないでこの契約の解除の申出をしたとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、第16条の規定に基づく前払金があるときは、乙

は、前払金に利息を付して甲の指定する期限までに返還しなければならない。この場合において、利息の額は、当該前払金について、その支払の日から返還の日までの日数に応じ、年 2.9 パーセントの割合で計算して得た額とする。

3 第 1 項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、委託料の 100 分の 10 に相当する額の賠償金を甲の指定する日までに支払わなければならない。

4 第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定により、この契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保は甲に帰属し、甲は当該契約保証金又は担保をもって前項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が委託料の 100 分の 10 に相当する額に不足するときは、乙は、当該不足額を甲の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が委託料の 100 分の 10 に相当する額を超過するときは、甲は、当該超過額を返還しなければならない。

第 21 条の 2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が排除措置命令(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下この条及び第 24 条の 2 において「独占禁止法」という。)第 49 条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第 24 条の 2 において同じ。)を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 3 条第 2 項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」という。)が提起されなかったとき。

(2) 乙が納付命令(独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第 24 条の 2 において同じ。)を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。)

(3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。)又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

(5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合(これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合(当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。))又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。)における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する実

行期間をいう。)を除く。)に入札又は北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。)

(6) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

第22条 甲は、委託業務が完了するまでの間は、第21条第1項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

3 第16条の規定に基づく前払金があるときは、前項の規定に基づき賠償すべき額と前払金額とを差引精算するものとし、前払金に残額があるときは、乙は、その残額を甲の指定する期限までに返還しなければならない。

(乙の解除権)

第23条 乙は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる

(1) 第11条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料の額が3分の2以上減少することとなるとき。

(2) 第11条第1項の規定による委託業務の一時中止の期間が委託期間の2分の1に相当する日数(委託期間の2分の1に相当する日数が30日を超えるときは30日)を超えることとなるとき。ただし、中止が委託業務の一部であるときは、その一部を除いた他の部分に係る業務が完了した後、30日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲が、契約に違反し、その違反により委託業務の処理が不可能となったとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合について準用する。

(損害賠償)

第24条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

3 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第24条の2 乙は、この契約に関して、第21条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(相殺)

第25条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する[契約保証金返還請求権、]

委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(注)〔 〕書きの部分は、契約保証金を免除する場合は削除する。

(秘密の保持)

第26条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第27条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第28条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 北海道
北海道博物館長 石 森 秀 三 印

乙 住 所
氏 名 印